

一般廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成25年3月8日

住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

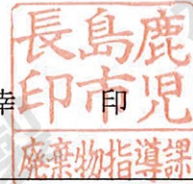
氏 名 株式会社 カナザワ

代表取締役 金沢 幸一

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置
第9条第1項 の許可を受けた
一般廃棄物処理施設であることを証する。 変更

鹿児島市長 森 博 幸



許可の年月日	平成25年3月8日	許可番号	廃指第189-1号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	破砕施設 (株式会社 新居浜鐵工所製 NS-152FB型) 金属製品類、プラスチック製品類、草木類 (木製品類を含む) 以上3種類		
設置場所	鹿児島市本城町720番1、720番4、707番1		
処理能力	金属製品類 9.28t/日、プラスチック製品類 8.64t/日、 草木類 (木製品類を含む) 6t/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)